

病床の機能分化に向けた医療連携推進コーディネーター配置事業実施要綱

1 目的

この要綱は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条に基づき策定した県計画に基づき、地域の病床機能分化の促進及び質の高い在宅医療提供体制の確保を図るための事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

2 事業内容

郡市医師会等に在宅医療の供給についての検討や病院・行政等との各種調整を行う人材（以下「医療連携推進コーディネーター」という。）を配置し、次の取り組みに従事することにより、地域の病床機能分化の促進及び質の高い在宅医療提供体制の確保を図る。

(1) 地域の医療・介護資源の機能等の把握

- ・地域の病院や診療所、訪問看護ステーションや薬局等を継続的に訪問し、在宅医療の地域資源を把握し関係者へ情報提供する
- ・新たに訪問診療に取り組む医療機関に対する相談・助言 など

(2) 訪問看護ステーションの活用推進

- ・訪問看護師の役割や連携等について理解を深める医師向け研修等の開催 など

(3) 在宅医療に取り組む医師による連携に向けた情報交換会の開催

- ・訪問診療を行っている医師が集まり、在宅医療における連携課題について情報交換し、解決に向けた議論を行う など

(4) 効率的で質の高い在宅医療提供体制の構築

- ・地域の医療・介護資源を有効活用し、看取りネットワークの構築、病院が後方支援機能として受け入れを行うための具体的な運用づくりなど、24時間対応の在宅医療提供体制構築に向けた取り組みを行う など

(5) 病床の機能分化・連携に向けた調整への参画

- ・地域の実情を踏まえた病床の機能分化・連携について、病院を含む医療・介護関係者や行政機関と課題を共有し、解決に向けた議論を行う など

3 実施主体

この事業の実施主体は、県内郡市医師会等とする。

4 留意事項

- (1) 事業の実施にあたっては、地域の郡市医師会、市町村、病院等の関係機関が十分に意思疎通を図り、必要な連携を行うようにすること。
- (2) 郡市医師会以外の機関が事業実施する場合は、事業計画書に郡市医師会との連携内容がわかる書類を付し、提出すること。
- (3) 本事業の実施期間は、コーディネーターの配置後、36か月以内に限る。

5 県の補助

県は、予算の範囲内で、本事業に要する経費について、別に定める基準（交付要綱）により補助するものとする。

6 その他

この事業の実施に関し、この要綱に定めのない事項については、別途定めるものとする。

附則 (平成30年3月23日医第1347号)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から適用する。